

鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金の申請について

1. 対象事業所

本市の市民に対し自宅を訪問し下記のサービスを提供する事業所

- ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション
 ⑤ 介護予防訪問入浴介護 ⑥ 介護予防訪問看護 ⑦ 介護予防訪問リハビリテーション
 ⑧ 訪問介護相当サービス ⑨ 訪問型サービスA ⑩ 訪問型サービスC

2. 補助金の額

下記に示す燃料費と人件費の合算額を補助単価とします。

【燃料費】事業所から訪問先までの距離が往復 30km 以上となるものを対象とし、**10 km毎に 290 円**となります。

【人件費】1回の訪問につき 1,100 円となります。

ただし、訪問入浴の人件費については、1回の訪問に職員 3 人を必要とすることから、3 人分の 3,300 円とします。

別表 **【訪問 1 回あたりの補助単価】**

区分	事業所からの 往復距離 (1km 未満切り捨て)	補助単価 (円)	
		訪問入浴に関するサービス	左記以外のサービス
A	30～39km	3,590	1,390
B	40～49km	3,880	1,680
C	50～59km	4,170	1,970
D	60～69km	4,460	2,260
E	70～79km	4,750	2,550
F	80～89km	5,040	2,840
G	90～99km	5,330	3,130
H	100～109km	5,620	3,420

3. 申請手続き

- 補助金の申請は、「鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼請求書 (様式第 1 号)」を郵送で長寿介護課まで提出してください。
- 申請は月単位で、各月または、2 カ月、半年毎等、事業所の都合に合わせご提出ください。
- 提供先までの距離は、Google マップによって計測し、その写しを PDF にしたものを添付して下さい。(原則、初回のみ提出。次の利用時までには半年以上間が空く場合、再提出。)
- 国保連へ提出した請求書 (訪問型サービス C は利用報告書) の写しも添付願います。

4. 補助金の返還

請求書に誤りや偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の全部又は一部を返還いただくことになります。

5. 帳簿等の保管

関係処理及び帳簿は事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管してください。

6. ご不明な点がございましたら、長寿介護課 上林 (直通 35-1289 内線 190) にお問合せ下さい。